

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第68号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し及び同条第1項中「調査」の次に「及び処分に係る職務」を加え、同条第2項を削る。

第4条第1項中「検税吏員」の次に「（前条の規定により指定された徴税吏員をいう。第31条において同じ。）」を加える。

第30条第1項中「告発し」を「通告し、告発し」に改める。

第31条及び第32条を次のように改める。

（検税吏員の職務）

第31条 道税に関する犯則事件の調査及び処分に係る職務は、当該犯則事件に係る条例第8条に規定する課税地を所管する本庁又は総合振興局、振興局若しくは札幌道税事務所の検税吏員が行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の検税吏員以外の検税吏員に当該犯則事件の調査に係る職務を命ずることができる。ただし、法第22条の7の規定に基づく現行犯事件の調査に係る職務は、同項の検税吏員以外の検税吏員であっても、知事の命令を受けずに行うことができる。

（犯則事件に関する書類の様式）

第32条 道税の犯則事件に関して作成する質問調書、検査調書、領置調書、検査、領置調書、領置（差押、記録命令付差押）目録、保管証、臨検、搜索、差押、記録命令付差押許可状請求書、臨検調書、搜索調書、封かん紙、差押（記録命令付差押）調書、臨検、搜索、差

押、記録命令付差押調書、領置（差押、記録命令付差押）物件保管通知書、領置（差押、記録命令付差押）物件還付（交付）受領書、領置（差押、記録命令付差押）解除通知書、通告書、通告書受領書、通知書、告発書、領置（差押、記録命令付差押）物件引継通知書、道税犯則取締職務執行命令書、郵便物（信書便物、電信についての書類）差押通知書、通信履歴保全要請書、通信履歴保全要請取消書、通信履歴保全期間延長要請書、供託通知書、鑑定物件破壊許可状請求書、搜索証明書及び納付申出書は、別記第37号様式による。

第49条の7第1項第18号ウ中「第9条第21項」を「第9条第22項」に改め、同条第3項中「第1項第24号」を「第1項第23号」に改める。

第68条の4第1項第4号中「において準用する国税犯則取締法」を「第22条の28第1項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

別記第14号様式その2（裏）中

「道 内 郵 便 局

」を

「道 内 郵 便 局

北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改め、同様式その5（裏）中

「道内郵便局

」を

「道内郵便局

北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改め、同様式その7（表）中

「

納付番号

確認番号

を

「

クレジット納税用

納付番号

確認番号

に改め、同様式その11（裏）中

「道 内 郵 便 局

」を

「道 内 郵 便 局

北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改める。

別記第14号様式の2その1（裏）中「道内郵便局

「道内郵便局

を 北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改める。

別記第14号様式の3その2（1連）中

	領収印
収納代行会社 (所属指定金融機関→加入者／コンビニ本部控)	

を

CVS収納用	領収印
(注意) 金額を訂正した場合は、コンビニエンス ストアでの納税はできません。	収納代行会社 (所属指定金融機関→加入者／コンビニ本部控)

に改め、同様式その2（1連）末尾欄外摘要3の事項を削り、同様式その2（2連）中

	領収印
(所属指定金融機関→加入者)	

を

CVS収納用	領収印
(注意) 金額を訂正した場合は、コンビニエンス ストアでの納税はできません。	収納代行会社 (所属指定金融機関→加入者／コンビニ本部控)

に改め、同様式その2（2連）末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 不要文字は、消して使用すること。

別記第14号様式の3その2（4連）中「受付局・第一次収納金融機関保存」を「受付局・
第一次収納金融機関保存／コンビニ店舗控」に改め、同様式その2（4連）末尾欄外に摘要

の事項として次のように加える。

摘要 不要文字は、消して使用すること。

「道内郵便局

別記第14号様式の3その2（5連）（表）中

」を

「道内郵便局
北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改め、同様式その4（裏）中
「道内郵便局

」を

「道内郵便局
北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改める。

別記第37号様式その1中「質問てん末書」を「質問調書」に改め、「、年月日」の次に「時分から時分まで」を加え、「質問のてん末書」を「質問調書」に、「読み聞かせ、更に示した」を「、閲覧させ、又は読み聞かせた」に改め、同様式その2中「検査てん末書」を「検査調書」に改め、同様式その3中「領置てん末書」を「領置調書」に、「証ひょう物件」を「証拠物件」と認められる物件」に改め、同様式その4中「検査、領置てん末書」を「検査、領置調書」に、「証ひょう物件」を「証拠物件」と認められる物件」に改め、同様式その5中「差押（領置）目録」を「領置（差押、記録命令付差押）目録」に、

「

差押え（領置）の場所
差押え（領置）の日時

を

「

領置（差押え、記録命令付差押え）の場所
領置（差押え、記録命令付差押え）の日時

に、

「

物件所持者の住所（所在地）及び氏名（名称）	物件所有者の住所（所在地）及び氏名（名称）
-----------------------	-----------------------

を

「

物件所持者の住所（居所又は所在地）及び氏名（名称）	物件所有者の住所（居所又は所在地）及び氏名（名称）
---------------------------	---------------------------

に、「差押

え（領置）の場所に」を「領置（差押え、記録命令付差押え）の場所に」に、「差押（領置）目録の」を「領置（差押、記録命令付差押）目録の」に改め、同様式その6中「差押（領置）物件」を「領置（差押、記録命令付差押）物件」に、

「

差押え又は領置番号	品名又は名称	数量又は個数	施封の方法、場所及び箇所数	摘要
-----------	--------	--------	---------------	----

」

を

「

領置（差押、記録命令付	品名又は名称	数量又は	施封の方法、	摘要
-------------	--------	------	--------	----

」

差押）番号		個数	場所及び箇所数	
-------	--	----	---------	--

」

に改め、同様式その7中「臨検、捜索、差押許可状交付請求書」を「臨検、捜索、差押、記録命令付差押許可状請求書」に、

「

事件名	地方税法第条	違反嫌疑事件
請求の理由	別紙のとおり	
臨検し、又は捜索すべき場所、身体若しくは物		
差押えすべき物		
有効期間	年月日から年月日まで	
7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び理由		

」

を

「

罪名	
犯則事実の要旨	
臨検すべき物件又は場所	
捜索すべき身体、物件又は場所	
差し押えるべき証拠物又は没収すべき物件と料するもの	
記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、又は印刷させるべき者	

」

平成29年12月18日（月曜日）

北海道公報

号外第23号 3

有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
7日を超える有効期間を必要とするときは、その事由	
地方税法第22条の4第2項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由	

に改め、同様式その8中「臨検てん末書」を「臨検調書」に、

臨検の場所又は物	を	臨検の物件又は場所
----------	---	-----------

に改め、同様式その9中「搜索てん末書」を「搜索調書」に、

搜索した場所、身体又は物	を
--------------	---

に改め、同様式その11中「差押てん末書」を「差押（記録命令付差押）調書」に、「差押えを」を「差押え（記録命令付差押え）を」に、

差押えの日時	差押え（記録命令付差押え）の日時
差押えの場所	差押え（記録命令付差押え）の場所
差し押さえた	差押（記録命令付差押）

を

に、「証ひょう物件」を「証拠となると認められ

物	物件
差押えの目的	差押え（記録命令付差押え）の目的
差押物件の処置	差押（記録命令付差押）物件の処置

る物件」に改め、同様式その12中「臨検、搜索、差押てん末書」を「臨検、搜索、差押、記録命令付差押調書」に、「及び差押え」を「差押え及び記録命令付差押え」に、

臨検の日時	年 月 日 時 分 秒 まで	搜索の日時	年 月 日 時 分 秒 まで	差押えの日時	年 月 日 時 分 秒 まで
-------	-------------------	-------	-------------------	--------	-------------------

を

臨検の日時	年 月 日 時 分 秒 まで	搜索の日時	年 月 日 時 分 秒 まで	差押え（記録命令付差押え）の日時	年 月 日 時 分 秒 まで
-------	-------------------	-------	-------------------	------------------	-------------------

に、

搜索した場所、身体又は物	を	搜索した身体、物件又は場所
臨検、搜索及び差押えの目的		臨検、搜索、差押え及び記録命令付差押えの目的
臨検、搜索及び差押えのてん末		臨検、搜索、差押え及び記録命令付差押えのてん末
差し押さえた物		差押（記録命令付差押）物件
差押物件の処置		差押（記録命令付差押）物件の処置

められる物件」に改め、「別紙 差押目録記載のとおり」を削り、同様式その13中「差押

（領置）物件保管通知書」を「領置（差押、記録命令付差押）物件保管通知書」に、「差押え（領置）した」を「領置（差押え、記録命令付差押え）をした」に、「差押（領置）物件は」を「領置（差押、記録命令付差押）物件は」に改め、同様式その14中「差押（領置）物件還付受領書」を「領置（差押、記録命令付差押）物件還付（交付）受領書」に、「証ひょう物件」を「証拠となると認められる物件」に、「差押え（領置）を「領置（差押え、記録

命令付差押え」に、

差押（領置） 年 月 日	差押（領置） 場 所
-----------------	---------------

を

領置（差押、記録 命令付差押）年月日	領置（差押、記録 命令付差押）場所
-----------------------	----------------------

に改め、

同様式その15中「差押（領置）解除通知書」を「領置（差押、記録命令付差押）解除通知書」に、「差押え（領置）を「領置（差押え、記録命令付差押え）に、「証ひょう物件」を「証拠となると認められる物件」に改め、同様式その16中「第 条及び国税犯則取締法第14条」を「第22条の28第1項」に、「から」を「の翌日から起算して」に、「北海道（ 総合振興局、）」を「北海道 総合振興局（」に改め、「命ずる」の次に「。ただし、没収に該当する物件が検税吏員又は検税吏員が保管させた者が保管しているものである場合は、当該物件を納付する旨の申出書を提出すること」を加え、

「一金 円也 罰金又は科料に相当する金額
一金 円也 書類送達費用 を
一金 円也 証ひょう物件運搬、保管費用」
「一金 円也 罰金に相当する金額
品名 数量 也 没収に該当する物件
一金 円也 追徴金に相当する金額 に、
一金 円也 書類送達費用
一金 円也 差押物件（記録命令付差押物件）運搬及び保管費用」

「北海道知事（ 総合振興局長、）」を「北海道 総合振興局長（」に改め、同様式その16末尾欄外摘要の事項を削り、同様式その17中「北海道知事（ 総合振興局長、）」を「北海道 総合振興局長（」に改め、同様式その18中「北海道知事（ 総合振興局長、）」を「北海道 総合振興局長（」に、「第 条及び国税犯則取締法第19条」を「第22条の31」に改め、同様式その19中「及び国税犯則取締法第 条第 項」を削り、同様式その20中「差押（領置）物件引継通知書」を「領置（差押、記録命令付差押）物件引継通知書」に、「差押（領置）物件は」を「領置（差押、記録命令付差押）物件は」に改め、同様式その21中「管轄区域外道税犯則取締職務執行命令書」を「道税犯則取締職務執行命令書」に、「地方税法第 条において準用する国税犯則取締法第12条第1項」を「北海道税条例施行規則第31条第2項」に、「行うべき管轄区域」を「行うべき犯則事件」に、「総合振興局（」を「北海道（ 総合振興局、）」に、「所管区域及び 市」を「の所管する 税犯則事件」に改め、同様式に次のように加える。

その22

郵便物（信書便物、電信についての書類）差押通知書

第 年 月 日 号		
様		
北海道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）北海道検税吏員 北 海 道 職 員 ㊟		
地方税法違反嫌疑事件を調査するため必要があることから、次のとおり郵便物（信書便物、電信についての書類）を差し押さえましたので通知します。 記		
発 信 人 (受信人)	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
差 押 え の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
差 押 え の 場 所		
差押物件		

その23

通信履歴保全要請書

第 年 月 日 号		
様		
北海道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）北海道検税吏員 北 海 道 職 員 ㊟		
地方税法違反嫌疑事件について差押え（記録命令付差押え）をするため必要があることから、次の通信履歴の電磁的記録を 年 月 日まで消去しないよう要請します。 記		
送 信 元		

送 信 先	
通 信 日 時	
そ の 他	

その24

通信履歴保全要請取消書

第 年 月 日 号	
様	
北海道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）北海道検税吏員 北 海 道 職 員 印	
地方税法違反嫌疑事件について差押え（記録命令付差押え）をするため必要があることから 年 月 日付け 第 号で要請しました次の通信履歴の電磁的記録の保全については、その必要がなくなったことから当該要請を取り消します。	
記	
送 信 元	
送 信 先	
通 信 日 時	
そ の 他	

その25

通信履歴保全期間延長要請書

第 年 月 日 号	
様	
北海道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）北海道検税吏員 北 海 道 職 員 印	

地方税法違反嫌疑事件について差押え（記録命令付差押え）をするため必要があることから 年 月 日付け 第 号で要請しました次の通信履歴の電磁的記録の保全について、 年 月 日まで消去しないよう保全期間の延長を要請します。

記

当 初 の 保 全 要 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
送 信 元	
送 信 先	
通 信 日 時	
そ の 他	

その26

供 託 通 知 書

第 年 月 日 号					
様					
北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長） 印					
地方税法違反嫌疑事件について、地方税法第22条の16第2項の規定により次の領置物件（差押物件）を公売に付し、その代金（ 円）を 年 月 日、 に供託したので、通知します。					
記					
番 号	品名又は名称	数量又は 個 数	領置（差押、記録 命令付差押）年月日	領置（差押、記録 命令付差押）場所	摘 要

その27

鑑 定 物 件 破 壊 許 可 状 請 求 書	
犯 則 嫌 疑 者 の 住 所 (所在地)、職業(業種)、 氏名(名称)及び生年月日等	
罪 名	
犯 則 事 実 の 要 旨	
破 壊 す べ き 物 件	
鑑定人の住所、氏名及び職業	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7日を超える有効期間を 必要とするときは、 そ の 事 由	
上記の許可状の交付を願います。 年 月 日 裁判所 裁判官 様 北海道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）北海道検税吏員 北 海 道 職 員	

その28

捜 索 証 明 書	
	第 年 月 日 号
様	

北海道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所）北海道検税吏員
北 海 道 職 員

㊞

次の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、 年 月 日 時 分から 時 分まで を検索したところ、証拠物又は没収すべき物件がないものと認めますので、地方税法第22条の23の規定により証明します。

記

住所（所在地）
職業（業 種）
氏名（名 称）

その29

納 付 申 出 書

年 月 日	
北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様	
申出者（犯則者） 住所（所在地） 職業（業 種） 氏名（名 称）	
地方税法違反事件に対する 年 月 日付け 第 号通告書に記載された没収に該当する物件のうち、検税吏員又は検税吏員が保管させた者が保管している物件を納付する旨、申し出ます。	

㊞

別記第49号様式の5その1中

所 在 地
電話（ ） -
電話（ ） -
電話（ ） -

を

所 在 地	設置年月日
電話（ ） -	・ ・
電話（ ） -	・ ・

に、平成 年 月 日平成 年 月 日」を

電話（ ） -	・
---------	---

「年 月 日 年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別記第49号様式の5その1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第68条の4第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第10条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条第1項の規定による通告処分は、改正法第2条の規定による改正後の地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
-